

# 福祉バスを使用するにあたって

## 使用の条件

- 市民の団体の皆さんが、**保健福祉活動を目的**として使用する場合に運行します。
- 使用地域は和歌山県内とし、目的地を越えて運行することはできません。
- 通行経路は、通常の経路を利用した最短距離とします。
- 1回の使用期間は1日限りとします。
- 使用人員は10～28人です。
- 駐車料、有料道路通行料、燃料費は、使用者負担となります。  
駐車料及び有料道路通行料は、利用される際お支払いください。  
燃料費は、乗車地→目的地→降車地までの実費負担とし、後日市から請求しますので、納付書により期限内に納めてください。

## 使用の手続き

- 申し込みの受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。  
(土・日及び祝日を除く)
- あらかじめ空き状況を確認のうえ、使用希望日の10日前までに使用申請書を福祉課庶務係（田辺市民総合センター2階）へ提出してください。
- 申請は、使用希望日の3か月前から受け付けます。

## 遵守事項

- 申請どおりの目的にのみ使用すること
- 申請書に記載した通行経路を守ること
- 車内において飲酒・喫煙をしないこと
- 使用後は、車内の清掃を行い、ゴミを持ち帰ること
- 異常気象等により運行が危険な場合は、使用を中止すること
- 天候等の理由でキャンセルする場合は、迅速に連絡すること

## その他の留意事項

- 全席シートベルトを着用してください。
- チャイルドシートは、使用者で着脱願います。
- 使用申請書を提出した後であっても、天候等管理上の都合により運行が不可能になる場合があります。

## キャンセルについて

天候等の理由でキャンセルをする場合は、次のとおり迅速に連絡願います。

- ・使用日当日
- ・使用日前日の午後5時15分以降
- ・使用日の前日又は前々日が土、日、祝日の場合

連絡先：明光タクシー株式会社 TEL 0739-42-2727

受付時間：午前6時から午前0時まで

※上記の連絡先に電話をしてもつながらない場合は、  
「0739-22-2302」へおかけください。

上記以外は、田辺市福祉課庶務係（TEL 0739-26-4900）までお願いします。